

| | |
|-------|---|
| 件名 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 主管課 | 人事課 |
| 根拠法令等 | 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 12 年 12 月 20 日公布、平成 18 年 4 月 1 日施行） |

【改正の概要】

平成 18 年度の給与構造の見直しにより昇給時期が統一されたことに伴い、育児休業をした職員の職務復帰後における給与の取扱いを改定するための一部改正

育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の 2 分の 1 に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。

↓
号給を調整する

施行日 平成 18 年 4 月 1 日

【その他参考事項】

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 17 年愛媛県条例第 88 号）の抜粋

| 新 | 旧 |
|---|---|
| （給料表） | （給料表） |
| 第 4 条 省略 | 第 4 条 省略 |
| 2～4 省略 | 2～5 省略 |
| 5 職員の昇給は、 <u>人事委員会規則で定める日に、</u> 同日前 1 年間に於けるその者の勤務成績に応じて、 <u>行うものとする。</u> | 6 職員が現に受けている号給を受けるに至つた時から、 <u>12 月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、1 号給上位の号給に昇給させることができる。</u> ただし、第 3 項又は第 4 項の規定により号給が決定された場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事委員会規則の定めるところにより、 <u>当該期間を短縮することができる。</u> |
| 6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、3 号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。 | 7 職員の勤務成績が特に良好である場合においては、前項の規定にかかわらず人事委員会の承認を得て同項に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受ける号給より 2 号給以上上位の号給まで昇給させ、又はその <u>いずれをもあわせ行うことができる。</u> |
| 7～11 省略 | 8～11 省略 |